

新型コロナウイルスの感染拡大、緊急事態宣言の発令が、仕事や生活に大きな影を落としている。関連した法的な問題について、6回にわたって徳島弁護士会に解説をしてもらう。

法律家から の助言

①

新型コロナ禍を巡って

徳島弁護士会会長



志摩 恭臣

昨年末に出現した新型コロナウイルスは、日本国内でも全都道府県に緊急事態宣言が出されるなど、社会経済はもとより国民生活面でも重大な影響が出ています。第1回は、緊急事態宣言についてお話しします。4月7日、安倍首相は、

東京都など7都府県に緊急事態宣言を出し、16日にはその対象区域は全都道府県に拡大されました。緊急事態宣言とは、ウイルス感染症が全国的かつ急速にまん延し、国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあるときに、期間および区域を限定して出されます。当初は5月6日まででしたが、同月31日まで延長されました。緊急事態宣言の対象区域では、幾つかの特例的な措置が適用されます。なお、具体的な措置の内容は都道

法律相談の電話受け付けは、平日正午～午後2時 0570（073）567。日弁連ホームページでは24時間申し込みます。

緊急事態宣言の概要

対象区域で特例措置適用

他にも、例えば臨時の医療施設を設けることが可能です。諸外国では、屋外に設置したテントや他の建物を、病院に転用している例がありますが、そのようなイメージです。

また、医薬品や生活必需品などが不足する場合にその供給や運送を要請することができます。かかる規定のほか、金銭債務の支払いを延期する政令の制定や、金融機関からの融資を円滑にするため

府県知事が定めます。報道する施設の使用制限の要請や、住民に対する外出自粛要請でしょう。これらはあくまでも「要請」ですから法律上の強制力はありません。しかし、自身や家族の安全と健康を守るために、不要不急の外出の自粛（特に都道府県をまたぐ移動の自粛）はぜひ心掛けたいところです。

種労働問題など、さまざまなもので、政府がさまざまな制度を適切かつ有効に用いることが望れます。ところで、今回のコロナウイルスをめぐる問題で、イベントや旅行のキャンセル等をめぐるトラブル、混乱に乗じた生活必需品等の不適切な販売への対応、中小企業や小規模事業者の営業自粛や売り上げ減少に伴う資金繰りへの影響や補償に関する問題、下請け事業者や取引先等への不適切なリスク転嫁の問題、非正規労働者の雇い止めや休業手当の支給をはじめとする各種労働問題など、さまざまなもので、政府がさまざまな法律問題が続出することが予想されます。また、生活が激変することによる虐待やドメスティックバイオレンス（DV）、感染者・医療従事者やその家族に対する差別など人権問題の発生も懸念されます。当会でも、日弁連とも連携し、「新型コロナウイルスに関する全国統一ダイヤルによる電話法律相談」を受け付けています。ぜひ、ご活用ください。